

財政部、国家発展改革委員会の『省エネ技術改造財政奨励資金管理暫定弁法』の
印刷配布に関する通知

(財建〔2007〕371号)

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、発展改革委員会(経済貿易委員会、経済委員会)
御中

中央財政部は、「第11次五ヵ年計画」期に単位国内GDP当たりのエネルギー消費を約20%削減するという拘束性のある指標を実現するため、「国务院の省エネ業務の強化に関する決定」(国発[2006]28号)及び「国务院の省エネ排出削減総合業務方案の印刷配布に関する通知」(国発[2007]15号)に基づき必要な誘導資金を拠出し、「補償に替えて奨励する」という方法で10大重点省エネプロジェクトに適宜支援と奨励を行っていくものとする。奨励金額は技術改造プロジェクト竣工後の実際の省エネ量と規定されている基準に基づき決定する。同時に、企業の省エネに対する主体的地位を明確にし、その責任を具体化し、考課および監督を強化する。以上のようなことから「省エネ技術改造財政奨励資金管理暫定弁法」を制定し、ここに印刷配布する。遵守執行されたい。

各地は省エネ業務の重要性と緊急性を充分認識し、その考え方を統一し、指導を強化し、責任を明確にし、協力し合い、着実に仕事を行い、省エネ業務を最優先でその実現に取り組みなければならない。

付属文書：省エネ技術改造財政奨励資金管理暫定弁法

財政部
国家発展改革委員会
2007年8月10日

付属文書：省エネ技術改造財政奨励資金管理暫定弁法

第一章 総則

第一条 国は、「国務院の省エネ業務の強化に関する決定」（国発[2006]28号）及び「国務院の省エネ排出削減総合業務方案の印刷配布に関する通知」（国発[2007]15号）に基づき、「第11次五カ年計画」期に専用資金を拠出して企業の省エネ技術改造を支援する（以下省エネ資金という）。財政資金の管理を強化し、資金の使用効果を高めるため、ここに本弁法を制定する。

第二条 省エネ技術改造プロジェクトの実際の省エネ効果を保証するため、省エネ資金は奨励方式を採用し、資金量と省エネ量をリンクさせ、省エネ量目標を達成したプロジェクト実施企業に対しては奨励金を給付する。

第三条 省エネ量の査定は、企業が報告し、第三者が審議し、政府が確認する方法を採用する。企業は改造前のエネルギー使用状況、省エネ措置、省エネ量、計量検査方法を提出し、政府が委託する第三者機関がそれを審議する。第三者機関はその発行する省エネ量監査報告書に対し責任を負う。

第四条 省エネ資金による奨励は公開性と透明性を原則に、社会の各方面の監督を受ける。

第五条 本弁法がいう省エネ資金とは中央財政予算から配分するものを指し、企業の省エネ技術改造プロジェクトを奨励するための資金に用いられる。

第二章 奨励対象及び方法

第六条 財政で奨励する省エネ技術改造プロジェクトとは、「“第11次五カ年計画”の10大重点省エネプロジェクト実施意見」（発改環資[2006]1457号）で確定している石炭燃焼工業用ボイラー（キルン）改造、余熱余圧利用、石油の節約及び代替、電気機械システムの省エネ及びエネルギーシステムの最適化等のプロジェクトを指す。

第七条 財政奨励資金は主に企業の省エネ技術改造を支援するもので、奨励金額は実際の省エネ量と規定されている奨励基準により確定する。

第三章 奨励条件

第八条 奨励資金申請プロジェクトは下記の条件に合致していなければならない。

- (1) 発展改革委員会または経済貿易委員会、経済委員会の審査、許可または届出がなされている。
- (2) 省エネ技術改造プロジェクトである。
- (3) 省エネ量が1万トン（暫定）標準炭以上である。
- (4) プロジェクト実施企業に整備されたエネルギー計量、統計、管理システムがある。

第四章 奨励基準

第九条 東部地区の省エネ技術改造プロジェクトは省エネ量200元/トン標準炭で奨励資金を支払い、中西部地区は250元/トン標準炭で奨励資金を支払う。

第十条 省エネ量とは、企業の省エネ技術改造プロジェクトによって直接産出し、かつ査定できるものとする。

第五章 奨励資金の申請、審査、通達

第十一条 本弁法の規定に合致している省エネ技術改造プロジェクトは、企業が省エネ財政奨励資金申請報告書を提出し、かつ法人代表が署名をする。具体的要件は付属文書を参照。

第十二条 属地化の原則に基づき、企業は財政省エネ奨励資金申請報告書を所在地の主管部門（発展改革委員会、経済貿易委員会、経済委員会、以下同様）に提出する。省級省エネ主管部門は財務部門と合同で企業の省エネ資金申請報告書を厳しく基本審査し、それを確定し、その取りまとめを行った後に国家発展改革委員会及び財政部に送る。中央直属企業は直接国家発展改革委員会及び財政部に送ると同時に、所在地の省級省エネ主管部門及び財政部門に写しを送る。

第十三条 国家発展改革委員会は財政部と合同で地方から上ってきた財政部省エネ奨励資金申請報告書について専門家による評価を行う。国家発展改革委員会は奨励基準に基づきプロジェクト奨励金額を決め、省エネ技術改造プロジェクト実施計画を通達し、財政部にその写しを送る。

第十四条 財政部は、国家発展改革委員会が通達した省エネ技術改造プロジェクト実施計画に基づき、奨励金額の60%を予算通達し、国家発展改革委員会に写しを送る。財政部門は財政国庫管理制度の関連規定に基づき資金をプロジェクト実施企業に適時給付する。

第十五条 地方省エネ主管部門は財政部門と合同で必要な措置を講じ、関連政策を実施し、省エネ技術改造プロジェクトの実施を促し、プロジェクトが予定通りに終了し省エネ目標を実現する

ことを保証する。

第十六条 財政部は国家発展改革委員会と合同で省エネ量審査機構に委託しプロジェクトの実際の省エネ量について審査を行う。省エネ量審査機構は監査報告書を発行し、かつその責任を負う。

第十七条 財政部は、省エネ量審査機構が発行した省エネ量監査報告書に基づき省級財政部門と清算を行い、省級財政部門が奨励資金の通達を行うか、または返却させる。

第六章 省エネ量監査機構の管理

第十八条 国家発展改革委員会は財政部と合同で関連規定に従い省エネ量監査機構のリストを提出する。

第十九条 国家発展改革委員会は省エネ量監査機構の監査についての監督管理を行う。省エネ量監査報告書に重大な事実誤認があった監査機構については、資格を取り消し、かつ関係者の責任を追及する。

第七章 奨励資金の監督管理

第二十条 企業は、奨励資金を受け取った後、財務上資本積立金として処理する。

第二十一条 企業は提出した資料の真実性に対し責任を負う。虚偽を弄し、財政資金を詐取した企業については、財政部が財政奨励資金を返却させ、かつ国家発展改革委員会が地方省エネ主管部門に是正を命じると同時に企業名簿を社会に公表する。

第二十二条 奨励資金は専用資金としてそのプロジェクトにのみ使用するものとし、いかなる組織も何らかの理由、何らかの方法でそれを留め置いたり流用してはならない。規定に違反した場合は、国家奨励資金の全額が国家財政に没収されるほか、「財政違法行為処罰処分条例」（国务院令第427号）等の関連法律法規に基づき関連組織及び関係者の責任を追及する。

第八章 付則

第二十三条 本弁法は財政部が国家発展改革委員会と合同で解釈の責任を負う。

第二十四条 本弁法は印刷配布の日より施行され、暫定期限は2010年12月31日までとする。